

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市中津土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成20年8月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	中川 重徳	丸亀市中津町411番地	平成20年5月23日
〃	長岡 弘	〃 〃 48番地	〃
〃	遠山 義之	〃 〃 482番地5	〃
〃	中西 保雄	〃 〃 412番地	〃
〃	福井 定男	〃 〃 488番地1	〃
〃	中川 弘	〃 〃 320番地1	〃
〃	中川 晴夫	〃 〃 315番地	〃
〃	服部 隆三	〃 〃 202番地1	〃
監事	田中 春茂	〃 〃 494番地	〃
〃	長岡 正一	〃 〃 70番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	中川 重徳	丸亀市中津町411番地	平成20年5月24日
〃	長岡 弘	〃 〃 48番地	〃
〃	遠山 義之	〃 〃 482番地5	〃
〃	中西 保雄	〃 〃 412番地	〃
〃	福井 定男	〃 〃 488番地1	〃
〃	中川 弘	〃 〃 320番地1	〃
〃	福井 幸保	〃 〃 549番地	〃
〃	服部 隆三	〃 〃 202番地1	〃
監事	中川 晴夫	〃 〃 315番地	〃
〃	長岡 正一	〃 〃 70番地1	〃